

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年4月21日

【会社名】 株式会社三光マーケティングフーズ

【英訳名】 SANKO MARKETING FOODS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平 林 隆 広

【本店の所在の場所】 東京都豊島区南池袋三丁目9番5号

【電話番号】 03-5985-5711

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員経営管理本部長 長 澤 成 博

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区南池袋三丁目9番5号

【電話番号】 03-5985-5711

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員経営管理本部長 長 澤 成 博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成26年4月21日開催の取締役会において、平成26年6月2日を効力発生日として、当社の東京チカラめしの一部店舗を、会社分割（以下「本分割」といいます。）し、新たに設立する株式会社チカラめし（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割計画を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本分割の目的

東京チカラめしは、平成23年6月に1号店を出店して以来、積極的に出店展開してまいりましたが、米国産牛肉等の主要食材の高騰、コンビニエンスストアなど業種を超えた競争激化、さらに平成26年4月の消費税増税による収益力の低下が見込まれること等から、昨年より、既存店舗群の全面的見直しを行い、店舗再編を実施してまいりました。

しかしながら再度、直近の状況及び実績を踏まえ現在の経営状況を分析した結果、居酒屋事業への経営資源集中が必要と判断し、東京チカラめしにおいては、大幅に縮小せざるを得ないと経営判断いたしました。そのため、本分割により本事業の一部を新設会社に承継させた上で、複数の候補先の中から、譲渡先を選択することといたしました。その結果、同形態で飲食事業を運営しており、東京チカラめしをご利用いただいているお客様へのサービス継続という考えが一致し、同新設会社の全株式を株式会社マック、そのグループ会社の株式会社ユウシン及びマイピス株式会社（以下「マックグループ」といいます。）の3社へ譲渡するものであります。

(2) 本分割の方式

当社を分割会社とし、新設会社を設立する新設分割（簡易分割）方式です。なお、本分割は会社法第805条に定める簡易分割に該当するため、株主総会の承認決議を経ずに行います。

(3) 本分割に係る割当ての内容

新設会社は、本分割に際して普通株式10,000株を発行し、当社に株式すべてを割当交付いたします。当社は、本分割の効力発生日と同日付で、当該株式すべてをマックグループに譲渡いたします。

(4) その他の本分割計画の内容

本分割に係る日程

分割計画承認取締役会	平成26年4月21日
株式譲渡契約締結日	平成26年4月21日
分割予定日（効力発生日）	平成26年6月2日
株式譲渡日	平成26年6月2日

その他本分割計画の内容

当社が平成26年4月21日の取締役会で承認した新設分割契約書の内容は後記新設分割計画書の通りであります。

(5) 本分割に係る割当ての内容の算定根拠

本分割は当社が単独で行う新設分割であり、割り当てられる株式数によって当社と新設会社との間の実質的な権利義務関係に差異は生じないことから、割り当てられる株式数を任意に定めることができると認められるため、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の効率的な管理及び新設会社の資本金の額等を考慮し、決定いたしました。

(6) 本分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(1) 名称	株式会社チカラめし
(2) 所在地	東京都豊島区南池袋三丁目 9 番 5 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 長澤 成博
(4) 事業内容	飲食業
(5) 資本金の額	1,000万円
(6) 純資産の額	現時点では未定です。
(7) 総資産の額	現時点では未定です。

(以下、新設分割計画の内容)

会社分割計画

株式会社三光マーケティングフーズ(以下「当社」という)は、当社が運営する「東京チカラめし」事業(以下「本件事業」という)に関して有する権利義務の一部を新たに設立する会社(以下「設立会社」という)に承継させる新設分割(以下「本分割」という)を行うにあたり、その分割計画(以下「本計画」という)の内容を次の通り定めるものとする。

第1条(設立会社の定款で定める事項)

設立会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他設立会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社チカラめし定款」に記載のとおりとする。なお、本店の所在場所は、[東京都豊島区南池袋三丁目9番5号サトミビル]とする。

第2条(設立会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名)

1. 設立時取締役は次の通りとする。
長澤 成博(代表取締役社長)
川島 賢
國松 晃
2. 設立時監査役は次の通りとする。
小澤 修三

第3条(設立会社が当社から承継する資産、債務その他の権利義務に関する事項)

1. 設立会社は、本分割に際し、別紙2「承継権利義務明細表」に記載の通りの資産、債務その他の権利義務を当社より承継する。
2. 設立会社が当社より承継する債務については、免責的債務引受の方法によるものとする。

第4条(設立会社が本分割に際して交付する株式の数)

設立会社は、本分割に際し、普通株式10,000株を発行し、当該株式のすべてを前条に定める権利義務の対価として当社に対して交付する。

第5条(設立会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

設立会社の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

資本金の額	金1,000万円
資本準備金の額	金0円
その他資本剰余金の額	株主資本等変動額から資本金の額及び資本準備金の額を控除した額

利益準備金の額 金 0 円
その他利益剰余金の額 金 0 円

第 6 条（効力発生日）

設立会社の設立の登記をすべき日（以下「効力発生日」という）は、平成 26 年 6 月 2 日とする。ただし、手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、これを変更することができる。

第 7 条（分割計画承認決議）

当社は、効力発生日の前日までに、取締役会を開催し、簡易分割として、本計画の承認を行う。

第 8 条（競業避止義務）

当社は、本分割の効力発生後においても、設立会社に対し、本件事業について会社法第 21 条第 1 項に定める競業避止義務を負わないものとする。

第 9 条（本計画の変更）

当社は、本計画作成後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により当社の財産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、当社は必要に応じて本計画を変更し、または本分割を行わないものとする事ができる。

第 10 条（規定外事項）

本計画に定めるものの他、本分割に関し必要な事項は、本分割の趣旨にしたがって当社がこれを決定することができる。

以上

平成26年4月21日

東京都豊島区南池袋三丁目 9 番 5 号サトミビル

株式会社三光マーケティングフーズ

代表取締役社長 平林 隆広

【別紙 1】

定款

株式会社チカラめし

第 1 章 総 則

（商号）

第 1 条 当社は、株式会社チカラめしと称する。

（目的）

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 飲食店の経営
- (2) 飲食店の経営に関するコンサルティング業務
- (3) 飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟募集および技術援助ならびに経営指導
- (4) 飲食店に対する食料品、飲料品およびそれらの原材料の販売、配送および保管に関する業務
- (5) 調味料および食料品の製造、加工、販売および輸出入
- (6) 煙草、酒類、玩具、衣料品、日用品雑貨の仕入および販売
- (7) 薬剤および洗剤の販売
- (8) 事務用機器および事務用品ならびに通信機器の販売

- (9) マーケティングリサーチに関する業務
- (10) 不動産の売買、賃貸、管理、仲介、斡旋
- (11) 土木、建築工事の設計、施工および管理
- (12) 厨房機器、空調機器、店舗設備、什器備品のリース、賃貸、販売および保守管理
- (13) 情報処理サービス業および情報提供サービス業
- (14) コンピュータ、その他周辺機器・関連機器およびそのソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸ならびに輸出入業務
- (15) 貨物利用運送業および運送取次業
- (16) 通信販売業
- (17) 広告、宣伝に関する企画、制作および広告代理業ならびにイベントの企画運営
- (18) 企業の財務に関する調査および立案ならびに会計事務の代行、給与計算代行および労務コンサルティング業務
- (19) 損害保険代理業務および生命保険の募集に関する業務
- (20) 労働者派遣事業および有料職業紹介事業
- (21) 金銭貸付業務
- (22) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都豊島区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第8条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

(手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第12条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当社に取締役会を設置する。

(監査役を設置)

第18条 当社に監査役を置く。

(取締役及び監査役の員数)

第19条 当社の取締役は10名以内、監査役は2名以内とする。

(取締役及び監査役の選任)

第20条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第21条 取締役の任期はその選任後2年以内、監査役の任期はその選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

3 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会は、社長がこれを招集するものとし、その通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当社は、社長1名を、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選定する。

2 社長は、当社を代表する。

3 社長のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第24条 社長は、当社の業務を統轄し、専務取締役又は常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(監査の範囲)

第25条 監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

(報酬及び退職慰労金)

第26条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第27条 当社の事業年度は年1期とし、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当)

第28条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

(中間配当)

第29条 当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第30条 当社が、剰余金の支払いの提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の最低額)

第31条 当社の設立に際して出資される財産の最低額は、金1,000万円とする。

(最初の事業年度)

第32条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成26年6月30日までとする。

(発起人)

第33条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数は、次のとおりである。

東京都豊島区南池袋三丁目9番5号サトミビル
株式会社三光マーケティングフーズ
代表取締役社長 平 林 隆 広
10,000株

(法令の準拠)

第34条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社の設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成26年4月21日

発起人 株式会社三光マーケティングフーズ
代表取締役社長 平 林 隆 広

【別紙2】

承継権利義務明細表

設立会社が、効力発生日において、本分割により当社から承継する資産、負債、契約関係その他の権利義務は、次に定める通りとし、これらのうち、資産及び負債の額については、平成26年3月末日現在の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加減した上で確定する。

1 資産

効力発生日において当社が本件事業に関して所有する以下の資産（ただし、別紙「非承継店舗リスト」に記載された店舗に係るものを除く）

- 建物付属設備
- 器具備品
- 一括償却資産
- 建設協力金
- 差入保証金

2 負債

効力発生日において当社が本件事業に関して負担する以下の負債（ただし、別紙「非承継店舗リスト」に記載された店舗に係るものを除く）

- 敷金返還債務
- 保証金返還債務

3 雇用契約

正社員

本件事業に従事する全ての正社員の雇用契約は、設立会社に承継しない。

その他

効力発生日において本件事業に従事している嘱託従業員、契約社員、パートタイマー、アルバイト（正社員を除く）との間の雇用契約は承継する（ただし、別紙「非承継店舗リスト」に記載された店舗において主に従事している者は除く）。

4 その他の契約

本件事業に係る賃貸借契約、転貸借契約、その他の本件事業に係る一切の契約上の地位（ただし、別紙「非承継店舗リスト」に記載された店舗に係るものを除く）。ただし、契約上移転ができないもの、効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び当社が引き続き保有する必要のあるものを除く。